

保険医の生活と経営を支える『共済制度』

● 老後の保障に**保険医年金**

● 病気やケガのときに**休業保障制度** (現在加入受付停止中)

備注

● 万一(死亡・高度障害)に備え、配偶者・お子様も加入できる**グループ保険** (団体定期保険)

● さらに安定した経営をサポートするために**第2休業保障**

もしものときも…安心です

保険医年金 (加入資格: 満74歳(増口は満79歳)までの健康で正常に就業している会員)

- 月払 (1口月額1万円。最高30口まで) 一時払 (1口50万円。1回につき40口まで)
 - 資金が必要な場合は**1口単位で中途解約が可能**
 - 受け取り方法は**ライフプランにあわせて受給時に4種類から選択** (10年・15年確定、15年・20年通増の4種類)
- ※掛金振込の中断・再開ができます。
※保険料は生命保険料控除の対象になります。

休業保障 (加入資格: 60歳未満で就業している会員)

- **最長730日の給付** (傷病給付日数 通算500日+長期療養給付230日)
- 入院はもちろん代診を置いて**自宅療養でも可**
- 掛金は加入時年齢により決定、加齢による掛金のアップなし
- **中途脱退給付金、満期祝金あり**

グループ保険 (加入資格: 健康で正常に就業している65歳6カ月までの会員、配偶者、子ども)

- **最高4,000万円の保障**。配偶者は1,000万円、子どもは400万円まで。
- **保険金の受け取り方法の選択が可能** (一時金または年金で)
- 剰余金が生じた場合には**配当金として返還**
- 医師による診査なし、**告知書扱いで加入可**

※子どもとは、会員の被扶養者で、22歳6カ月までの方です。
※会員、配偶者は75歳6カ月まで継続加入できます。
※保険料は生命保険料控除の対象になります。

第2休業保障

- **最高保障月額300万円** (休業保障とは別に給付)
- 既往症があっても告知すれば他の疾病は給付可 (加入できない疾病あり)
- 掛金は**法人負担で損金扱い** (青色申告の事業主が加入者の場合は必要経費不可)
- **掛金の20%が戻る** (無事故の場合)

★上記の共済制度について詳細はパンフレットを参照ください。

備注

2006年4月1日施行の新保険業法に対応するために、現在休業保障の申込受付は停止しています。現行制度の保障内容をできるだけ維持した内容で再開できるよう取り組んでいます。なお、現在加入いただいている先生方の給付については、これまでどおり運営しております。